

平成 30 年度 奨学生募集要項

一般財団法人 レントオール奨学財団

1. 趣 旨

本財団の奨学金事業は、学業優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金を給付することにより社会有用の人材育成に寄与することを目的とします。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次の通りです。

- (1) 奨学金の返済義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。
(但し、日本学生支援機構の奨学金は除きます)

3. 奨学生の応募資格

本財団の奨学生となるためには、次の条件を満たす者でなければなりません。

- (1) 「大阪府内に住所を有する者の保護する生徒、学生」又は「大阪府内の学校に在籍する生徒、学生」
- (2) 工業高等学校、工業高等専門学校、専修学校、短期大学の土木科、建築科、機械工学科、都市工学科、建設工学科等、及び大学、大学院における工学部、基礎工学部、理工学部等の建設機械及びその関連分野に在学している者。
- (3) 学費の支弁が困難な者。(平成 29 年度の所得証明書等により確認)
※応募学生の世帯の生計を担う方全員の収入を、奨学生願書の家族の状況の年収(税込)欄に明記下さい。
- (4) 学業優秀にして在学学校長(またはこれに準ずる者)の推薦を受けた者。

4. 採用人員

10 名 (予定)

5. 奨学金の額と給付の方法

(1) 給付金額

月額 2 万円……工業高等学校生・工業高等専門学校(1～3 年生)

月額 3 万円……工業高等専門学校生(4 年生以上)・専修学校生・短期大学生
・大学生・大学院生

(2) 給付期間

奨学生に採用したときから、正規の最短修業年限の終期迄とします。

(3) 給付方法

奨学金は、原則として毎年度 6 月下旬(4～6 月分)、9 月下旬(7～9 月分)、12 月下旬(10～12 月分)、3 月下旬(1～3 月分)に直接本人に給付します。(本人名義の預金口座に入金します)

6. 奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が次に該当する場合は、その状況に応じ、奨学金の給付を休止、停止又は廃止します。

- (1) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき。(休止)
- (2) 負傷、疾病など止むを得ない理由で留年したとき。(停止)
- (3) 正当な理由なく留年したとき。(廃止)
- (4) 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。(廃止)
- (5) 学業成績、又は素行が不良となったとき。(廃止)
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。(廃止)
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき。(廃止)
- (8) 在学で処分を受け学籍を失ったとき。(廃止)
- (9) 奨学生としての資格を失ったとき。(廃止)

7. 手 続

(1) 提出書類

- ① 奨学生願書（本財団指定用紙を使用し、連帯保証人と連署。連帯保証人は原則として父母兄弟等で成人を選定のこと。）
- ② 奨学生願書は、『本人の直筆』に限ります。
- ③ 奨学生推薦書（本財団指定用紙を使用し、在学学校長又はこれに準ずる者の推薦を受けること。）
- ④ 在学証明書
- ⑤ 成績証明書（前年度の在学学校の成績証明書。）

※但し、工業高校 1 年生・工業高等専門学校 1 年生は卒業中学校発行の調査書。
専修学校 1 年生、短大 1 年生、大学 1 年生は卒業高等学校発行の調査書。
大学院修士課程 1 年生は卒業大学発行の成績証明書。

- ⑥ 応募学生の世帯の生計を担う方全員の 平成 29 年度所得証明書（源泉徴収票・税務署受付印のある確定申告書の控、その他公的機関発行の所得を証明できるものいずれか 1 点の写し。）

※平成 29 年度の所得証明書が添付されていない場合、書類選考で失格になることがあります。

※自営業の場合、確定申告(青色)の内容についてお問い合わせする場合があります。

※平成 29 年度納税証明書及び平成 29 年度住民税の通知書は、平成 28 年度の所得が記載されているため、平成 29 年度の所得証明にはなりませんのでご注意ください。

- ⑦ 大阪府外の学校の場合、大阪府内に住所を有する家族の住民票（発行後 3 ヶ月以内のもの）

※大阪府内の学校の場合、住民票の提出は不要です。

(2) 提出方法

在学から、本財団事務局宛にご提出下さい。

(3) 提出期限

平成 30 年 5 月 10 日(郵便局消印有効)

(4) 提出先

〒542-0083 大阪府中央区東心斎橋 1-11-17 (心斎橋NTビル 4F)

一般財団法人 レントオール奨学財団 事務局

T E L : 06-6245-1720

F A X : 06-6245-1810

E-mail : sf@rentall-zaidan.jp

(5) その他

①応募書類(一式)は、本財団の奨学生選考の目的のみに使用します。

②応募書類(一式)は、採否に関わらず返却致しませんので、予めご了承下さい。

8. 決定及び通知

(1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が行い、その結果を書面により平成 30 年 6 月中旬に在学学校長を経て本人に奨学生決定通知書を交付します。

(2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の義務

(1) 誓約義務

奨学生として採用された場合には、直ちに本財団所定の誓約書(別途送付)を理事長宛提出しなければなりません。

(2) 報告義務

奨学生は、毎年度末、「奨学金継続願」を理事長宛提出する義務があります。

また、本財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は、遅滞なく期日までに提出しなければなりません。

(3) 届出の義務

奨学生は休学、復学、転学又は退学したとき及び停学、その他処分を受けたときは直ちに理事長宛に届出する義務があります。

(4) 出席義務

奨学生はやむを得ない事情がある場合を除き、年 1 回、6 月に行われる本財団主催の「研究発表会」および「産学交流会」に出席する義務があります。

研究発表会では自身の見聞をさらに広め、産学交流会では本財団の役職員および他の奨学生との交流・親睦に努めるものとします。

(5) 遵守義務

本財団の奨学金給付規程その他の規程を守り、本財団ならびに在学校の指示に従い、怠りなく必要な手続を行う義務があります。

以上